

登園自粛期間中における認可外保育施設の保育料助成のお知らせ

八重瀬町では、新型コロナウイルス感染症対策による町立小・中学校の臨時休業に伴い、家庭保育が可能な場合は認可外保育施設の利用を控えるよう要請したことから、町から利用者に対し、家庭保育へ協力いただいた日数(以下「自粛日数等」という。)分の保育料を助成

1 対象者

町の自粛要請期間中(町立小中学校臨時休業期間)において、次のⅠ～Ⅲの条件を満たす者。

- Ⅰ 町内在住で、令和2年4月1日時点の年齢が0歳から2歳の認可外保育施設(企業主導型保育施設、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業を除く)を利用している子ども。
- Ⅱ 保護者に保育の必要性がある子ども。
- Ⅲ 住民税課税世帯。【令和元年度(平成30年中の所得)】

2 対象期間:令和2年4月7日(火)～令和2年5月20日(水)(町立小中学校臨時休業期間)
ただし、町から要請した期間において、各施設で独自に閉園していた期間は除く。

3 提出書類

- ・登園日数等証明書(利用施設からの発行書類) ・印鑑(シャチハタ不可)
*様式は町HPへ掲載してます。
- ・認可外保育施設感染症対策保育料助成金請求書
*様式は町HPへ掲載してます。
- ・保育の必要性がわかる書類(保護者の勤務証明書等)
*認可保育施設等の申込み時に提出している方は、手続きの際に申し出ていただきますよう、お願いします。
- ・振込先口座確認書類(通帳又はキャッシュカード等のいずれかの写し。)

4 請求受付期間

受付期間:令和2年7月1日(水) ～ 令和3年2月26日(金)
*土・日・祝日を除く、8:30～17:15の間。(12:00～13:00を除く)

提出先:八重瀬町役場 児童家庭課

5 助成額の計算方法

町が助成する金額の計算方法は下記のとおりとなります。

〈計算式〉月額保育料×自粛日数/開所日数=A

Aと助成上限額(42,000円)を比べて、どちらか低い金額を助成。

例:保育料40,000円

4月の開所日数 25日 自粛日数 20日

計算 40,000円×20日/25日=32,000円(10円未満切り捨てします。)

42,000円≧32,000円なので、32,000円が助成されます。

6 支払い方法は、償還払いとなります。

○支払い手続きの流れ



問い合わせ先:八重瀬町役場 児童家庭課 TEL(098)998-7163